



税務情報

国税庁 ― グループ通算制度に係る通達の趣旨説明（主要制定項目以外の項目）の公表

2020 年度税制改正で創設され、2022 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より連結納税制度から移行するグループ通算制度について、国税庁は昨年 10 月、[「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について\(法令解釈通達\)」](#)(2020 年 9 月 30 日付発遣)(以下、本通達)を公表しました。

本通達のうち、[「グループ通算制度に関する取扱通達の主要項目について」](#)(PDF 287KB)に挙げられている通達等については、2020 年 12 月 1 日に趣旨説明([「令和 2 年 9 月 30 日付課法 2-33 ほか 2 課共同『グループ通算制度に関する取扱通達の制定について』\(法令解釈通達\)の趣旨説明《主要制定項目》」](#))が公表されていますが、3 月 29 日、以下の趣旨説明が新たに公表されました。

- [令和 2 年 9 月 30 日付課法 2-33 ほか 2 課共同「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」\(法令解釈通達\)の趣旨説明《主要制定項目以外の項目》](#)

この趣旨説明は全 124 ページから成るもので、主要制定項目以外の項目として「第 1 法人税法関係」60 本、「第 2 租税特別措置法関係」4 本の通達について、その趣旨や考え方のほか、連結納税基本通達との相違点等が解説されています。通達からは読み取ることができない解釈が示されているものもあり、実務において参考になります。

なお、上記の通達及び趣旨説明は、国税庁の[「グループ通算制度について」](#)の「通達」のリンクからアクセスすることもできます。

《参考》

上記でご紹介した情報についてお知らせした過去の e-Tax News は、以下のとおりです。

- e-Tax News No.211 [「国税庁 - グループ通算制度に係る通達の発遣等」](#)(2020 年 10 月 6 日発行)
- e-Tax News No.213 [「国税庁 - グループ通算制度に係る通達の趣旨説明の公表」](#)(2020 年 12 月 2 日発行)

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.